

第1回 不適正盛土対策連絡調整会議

（１）連絡調整会議の趣旨について

- ・ 令和6年度7月の新制度移行により、従来の「盛土のあり方検討会議」は一定の役割を完遂
- ・ 不適正な盛土行為に適切に対処するためには、継続的な組織間の連携が重要
⇒不適正盛土等への対応力・抑止力強化に向けた情報共有・連携体制を構築

（２）会議の進め方と体制について

□ 目的

- ・ 不適正盛土等への適切な対応に向けた継続的な組織間の連携体制の構築を行い、関連部署が合同で不適正盛土への対応を検討すること

□ メンバー

- ・ 会議は、関係業務の実務を担う部署で構成するとともに、違反者への告発等も見据え、警視庁にも参加を依頼
- ・ 座長：都市整備局理事 委員：部長級 幹事：課長級

□ 検討事項等

- ・ 関連部署が所管する不適正盛土に関する情報の共有
- ・ 不適正盛土に対する関連部署の連携した対応

局等	部課等
都市整備局	市街地整備部 区画整理課 (事務局)
環境局	自然環境部 緑環境課 資源循環推進部 産業廃棄物対策課
産業労働局	農林水産部 森林課 商工部 地域産業振興課
建設局	河川部 計画課
警視庁	生活安全部 生活経済課 生活安全部 生活環境課
八王子市	まちなみ整備部 開発審査課

第1回 不適正盛土対策連絡調整会議

(3) 盛土規制法改正点について

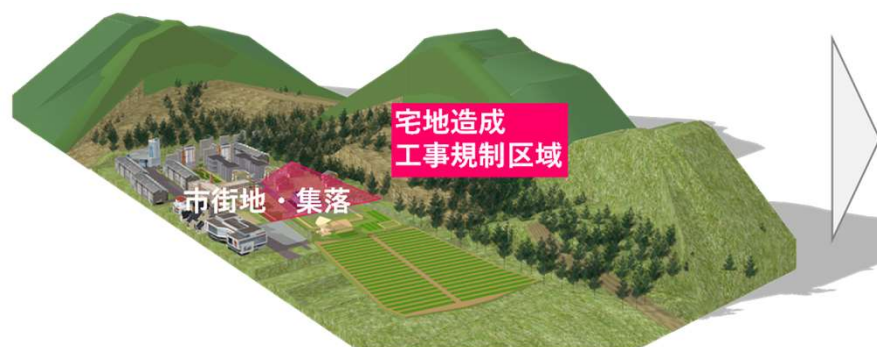
盛土等の崩落により人家等に被害を及ぼしうるエリアは、規制区域として指定

(改正前)
宅地造成等規制法

	宅地造成工事規制区域
定義	市街地又は今後市街地になりうる土地のエリア
規制対象	宅地造成のための切土、盛土

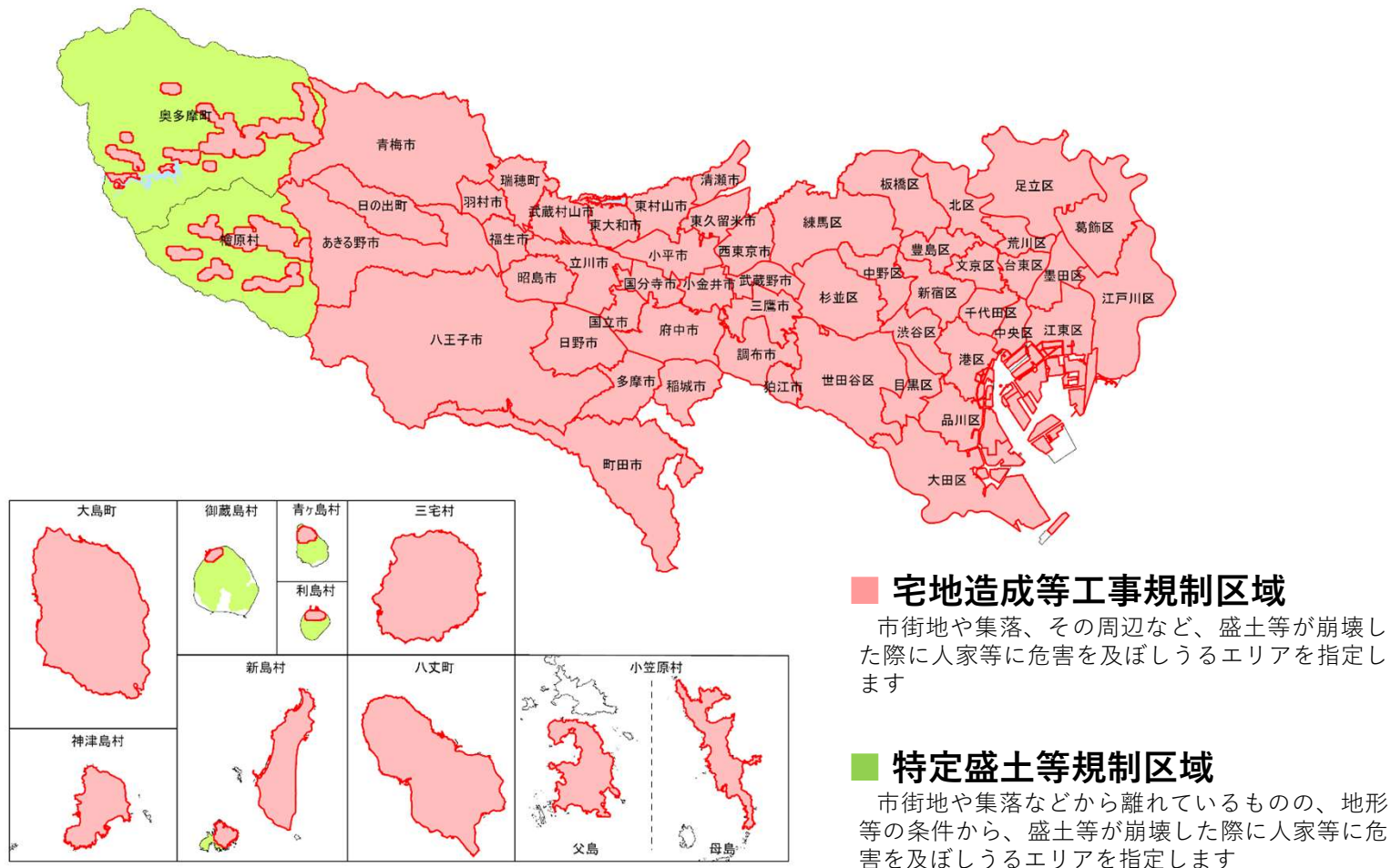
(改正後)
盛土規制法

	宅地造成等工事規制区域	特定盛土等規制区域
定義	人家等が存在するエリア	地形等の条件から人家等に危害を及ぼしうるエリア
規制対象	・宅地造成に限らない切土・盛土 ・一時的な土石の堆積	



第1回 不適正盛土対策連絡調整会議

- ・ 都内では、島しょ部を含むほぼ全域が宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域に該当
- ・ 規制区域（案）を東京都ホームページで公表中

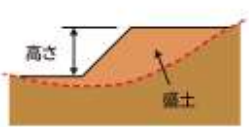
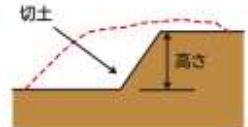
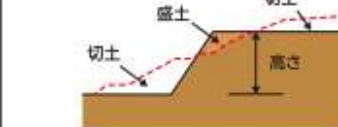
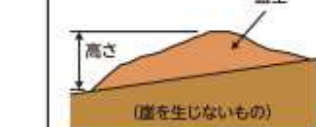
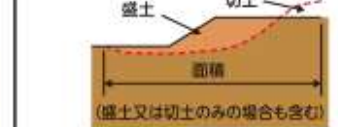


第1回 不適正盛土対策連絡調整会議

- 宅地造成等の際に行われる盛土・切土だけでなく、単なる土捨て行為や土石の一時的な堆積についても規制の対象
- 規制区域の指定日に、現に盛土・切土や一時的な土石の堆積など規制対象となる工事を行っている場合は、許可は不要だが、指定日から21日以内に東京都等へ工事内容を届出することが必要

<土地の形質の変更(盛土・切土)>

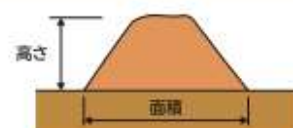
例えば… ●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 ●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等

要件	①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖※を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの(①～④を除く)
イメージ図					

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます。

<一時的な土石の堆積>

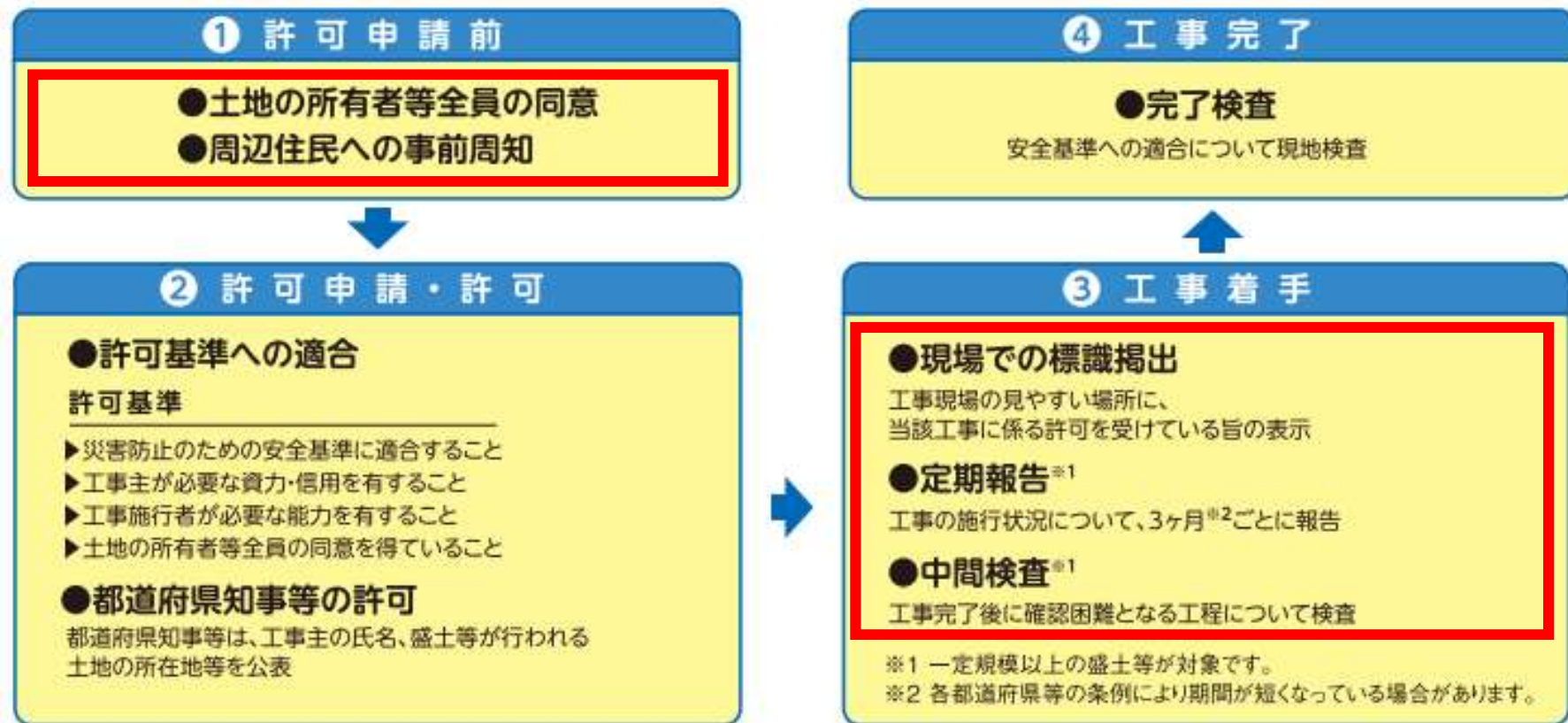
例えば… ●土石のストックヤードにおける仮置き 等

要件	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 5m超 かつ面積が 300㎡超 1,500㎡超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの
イメージ図		

第1回 不適正盛土対策連絡調整会議



宅地造成等規制法と比較して新規で追加される手続き



※ 都市計画法に基づく開発許可を受けて行われる工事については、盛土規制法の許可を受けたものとみなされ、③以降が適用される（みなし許可）。

第1回 不適正盛土対策連絡調整会議

（４）盛土規制法運用開始後の取組みについて

□ 不適正盛土衛星検知

- ・ 地形改変箇所を衛星画像から抽出し、広範囲において不適正盛土を効率的に把握する

□ 盛土情報投稿フォーム

- ・ 都民が不適正盛土等に関する画像や位置情報等を投稿できるようにする

□ パトロール

- ・ 警視庁とも連携して合同パトロールを行うと共に、各部局のパトロール情報を共有する

□ PRイベント

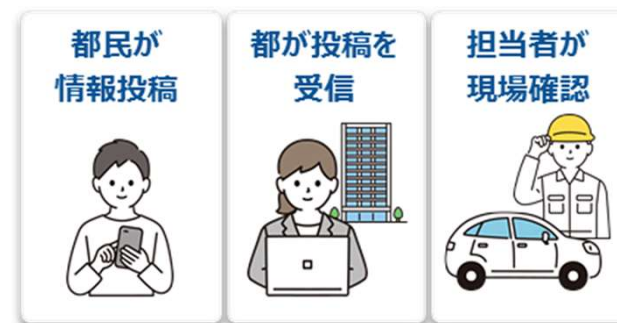
- ・ 不適正盛土への抑止力強化や都民への投稿フォーム利用促進を目的とした周知活動を実施する

□ 不適正盛土対応マニュアル

- ・ これまでの事例や国のガイドライン、有識者の意見を踏まえながら、都としての不適正盛土対応の在り方を整理し、効果的かつ公平に実行性のあるマニュアルを策定する



衛星データを活用した不適正盛土の検知イメージ



盛土情報投稿イメージ

第1回 不適正盛土対策連絡調整会議

Ⅰ (5) 今後のスケジュール

- 令和6年度は、年度末を目途に2回目の連絡調整会議を開催する
- 幹事会を適宜開催し、実務に関する具体的事項について情報共有を図り、指導方法等について検討